

トレーラーハウス整備事業

仕 様 書

青森県中泊町 総務課

1. 業務名

トレーラーハウス整備事業

2. 業務場所

中泊町大字中里地内

湯らば〜く（中泊町大字中里字亀山170-1）

3. 業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月25日まで

4. 本業務の目的

大規模災害に備え、地域防災力の強化を図るとともに、被災者が健康的で良好な環境で生活できるよう、TKB（T：トイレ、K：キッチン、B：風呂）を備えたトレーラーハウスを整備するにあたり、広く企画書案を募集し、最も適切な事業者を当該業務の受託者として選定するため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

5. 貸与品

本業務の実施に当たり必要な書類等は、中泊町から貸与するが、後述する秘密保持事項を遵守すること。なお、業務実施に必要な事務用品、消耗品類は提案者の負担とする。

6. 業務計画

受注者は、本業務遂行にあたり、発注者との十分な協議を行い、次に掲げる書類を作成して、発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 配置技術者届
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他発注者の指示する書類

7. 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする

- (1) トレーラーハウスの仕様検討
 - ・全長12m以下、全幅2.5m以下、全高3.8m以下の車検付きトレーラーハウスとすること
 - ・2～3人で寝泊まり可能、かつ、TKBを備えた仕様とすること。
 - ・旅館業法に適合した仕様とすること。
- (2) 設置場所における上下水道、電気、ガス、通信設備等の整備
 - ・災害時に移動できるよう取り外し可能な仕様とすること。
 - ・設置場所は下水道未整備であることから、湯らぱ〜く既設浄化槽を利用するか新設する必要があるか検討すること。
- (3) 災害時及び平時における活用方法の検討
 - ・平時に宿泊施設として活用することを念頭に景観や内装等を検討すること。
 - ・災害時におけるTKBや応急仮設住宅として活用することから、運搬の機動性や災害時の有効性について検討をすること。
- (4) 打合せ・協議等の実施
 - ・本業務を円滑かつ効果的に遂行するため、発注者との打合せ・協議等を適宜実施するものとし、議事録については速やかに提出するものとする。
 - ・打合せ・協議等の標準的回数は着手時、中間2回、納品時の合計4回とする。ただし、必要があればその都度実施するものとし、標準的回数を超えても変更契約の対象としないものとする。

8. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上決定する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 業務報告書 (A4版) | 1部 |
| (2) トレーラーハウス | 3台 |
| (3) トレーラーハウス完成図 製本・データ | 1式 |
| (4) 電子媒体 (CD-R等) | 1式 |
| (5) その他関係資料 | 1式 |

9. その他

- (1) 提案者は、本業務の内容をよく理解し、関係法令等の規定に基づき、誠実に業務を履行できるよう提案すること。
- (2) 契約締結後の打ち合わせ等は、リモートによる打ち合わせも可とする。

(3) 提案者は、本業務で知り得た一切の秘密を、本業務の目的以外に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。

トレーラーハウス設置場所 案内図



トレーラーハウス設置場所 位置図

町道354号線

出入口

出入口

出入口

倉庫

設置場所

浄化槽

湯らぱ〜く

くぐり

